

奨学金を希望される皆さんへ

(令和3年度さぬき市奨学生募集のご案内)

さぬき市では、経済的な理由により進学、修学が困難な方に対し、奨学金を貸し付けています。

〔申請できる方は〕

- ① 保護者が、さぬき市内に1年以上居住していること。
- ② 経済的な理由により、進学、修学が困難であること。
- ③ 志願者と生計同一者全員及び連帯保証人が、全ての市町税を完納していること。
④市町税に滞納がある場合は、選考の対象から除外されます。

〔借りられる額と期間は〕

貸付けの月額及び期間は、次のとおりです。

区 分	月 額	期 間（正規の修業年限以内）
高等学校	15,000円	3年以内
高等専門学校		5年以内
大 学	37,000円	4年以内（医学部等は6年以内）
短期大学		2年または3年以内
専修学校（専門課程）		1～4年以内

※貸付けは、無利息です。

※学校教育法に定める上記の学校の生徒・学生のみが奨学金貸付けの対象になります。それ以外は、対象になりませんので、あらかじめ御確認ください。

〔申請の方法は〕

令和3年2月1日から2月26日までに、「さぬき市奨学金申請書類一覧」に掲げる書類を教育委員会事務局教育総務課（寒川第2庁舎2階）に**持参**してください。

※ 受付時に、簡単な聞き取り及び書類の確認を行います。

※ 市役所生活環境課、総合支所及び各出張所では受付できません。

〔奨学生の決定は〕

教育委員会において、提出された書類を基に審査し、決定します。なお、世帯の収入の状況等によって、不採用となる場合があります。

採用及び不採用の結果は、3月末頃に文書で通知します。

〔奨学金の交付は〕

3か月に1回（4月・7月・10月・1月の末日）、指定口座に振り込みます。
ただし、入学年度の4月分については、半年分を交付することも可能です。

〔奨学金の返還は〕

原則として、卒業後又は退学後、貸付けを受けた期間を3倍した期間内に、月賦、半年賦又は年賦払いにより全額返還していただきます。

☆返還の例

区 分	貸付総額 (無利子)	返還 期間	返 還 方 法		
			月払い	半年払い	年払い
高 等 学 校 高等専門学校	540,000 円 (貸付期間 3 年)	5 年	9,000 円	54,000 円	108,000 円
		9 年	5,000 円	30,000 円	60,000 円
大 学 専 修 学 校	888,000 円 (貸付期間 2 年)	4 年	18,500 円	111,000 円	222,000 円
		6 年	12,300 円*	74,000 円	148,000 円
	1,776,000 円 (貸付期間 4 年)	6 年	24,600 円*	148,000 円	296,000 円
		12 年	12,300 円*	74,000 円	148,000 円

*端数は、初回に算入されます。

(病気等やむを得ない理由のため返還が困難になった場合は、申請により返還を猶予したり、返還期間を延長することができます。)

〔 問 合 せ 先 〕

奨学金の申請や返還方法などについて、詳しいことは下記までお問い合わせください。

〒769-2396 さぬき市寒川町石田東甲425番地

さぬき市教育委員会事務局教育総務課 Tel (0879) 26-9970